

学生のみなさんへ

「おかしい
と思うたら
まず相談！」

面接で聞いた
時給と違う！

代わりのバイトを
見つけないと
やめられない

忙しいと
休憩時間が
もらえない！

勝手に
シフトが
変わってる！

商品の買取を
強要される！

片付けの時間の
バイト代が
もらえない！

ひとりで悩まないで気軽にご相談ください！

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ

総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

平日夜間・土日祝の相談は

労働条件相談ほっとライン

月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

相談無料 / Toll-free number

0120 0120-811-610

For concerns&questions about working conditions

Labour Standards Advice Hotline

Mon to Fri 17:00-22:00/Sat,Sun,National Holidays 9:00-21:00

日本語

Multilingual



©労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

知っておきたい7つのポイント

- ☐ アルバイトを始める前に労働条件を確認しましょう。
- ☐ バイト代は、毎月決められた日に、全額払いが原則です。
※希望していない商品を購入に応じる必要はなく、その代金の一方的な賃金排除は禁止されています。
- ☐ アルバイトでも、残業すれば残業手当がでます。
※事業主は労働時間を適正に把握する必要があります。
- ☐ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます。
- ☐ アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます。
- ☐ アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。
- ☐ 困った時は、各地の総合労働相談コーナーへ



◀ アプリで学ぼう
労働条件(RJ)パトロール！



◀ 確かめようアルバイトの労働条件
| 厚生労働省



◀ 動画版「これってあり？
～まんが知って役立つ労働法Q&A～」
| 厚生労働省



◀ 【闇バイト】
怪しい求人には
応募しないで！

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日